

令和5年第1回臨時会
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和5年7月20日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
臨時議長の選出	3
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	4
諸般の報告	5
広域連合長あいさつ	5
同意第1号	7
同意第2号	8
承認第1号	9
承認第2号	10
選挙管理委員及び同補充員の選挙	11
広域連合長あいさつ	12
閉会の宣告	13

議事日程

令和5年7月20日（木曜日）午前10時開議
ホテルメルパルク名古屋2階「平安」の間

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

追加議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 諸般の報告
- 第6 同意第1号 副広域連合長の選任について
- 第7 同意第2号 監査委員の選任について
- 第8 承認第1号 令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合愛知県高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について（令和5年3月7日専決）
- 第9 承認第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和5年5月31日専決）
- 第10 選挙管理委員及び同補充員の選挙

会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（33名）

加納 満	石原 資泰	片岡 健一郎
伊藤 嘉起	井上 文男	木全 信明
松原 たかし	加納 やすこ	鬼頭 勝治
石原 裕介	鷹羽 琴美	伊藤 清一郎
青木 信哉	杉山 朗	中野 智基
鈴木 英樹	藤江 徹	本郷 照代
奥村 峰生	阿部 憲明	滝川 健司
富田 潤	大須賀 林	小原 昌子
岡本 禎稔	おくむら 文悟	中村しゅうへい
藤沢 ちあき	金城 ゆたか	豊田 かおる
木下 優	久野 美穂	北野 よしはる

欠席議員（1名）

服部しんのすけ

説明のため出席した者

広域連合長	浅	井	由	崇
副広域連合長	横	江	淳	一
事務局長	三	島	正	樹
会計管理者兼出納室長	石	川		徹
総務課長	大	谷	智	枝
管理課長	福	岡	進	太
給付課長	山	本	敦	志

職務のため出席した者

議会事務局長	榊	原	圭	介
議会事務局書記	松	井	大	悟

午前10時 開会

○議会事務局長（榊原圭介） 議会事務局長の榊原でございます。

本広域連合議会におきましては、さきに中根武彦議長が辞職及び吉岡正修副議長が4月11日で広域連合議会議員の任期を終了されております。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員中、藤江徹議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。藤江徹議員、議長席へ御着席願います。

（臨時議長 藤江徹議員 議長席 着席）

○臨時議長（藤江徹） 藤江徹でございます。

それでは、今から、私、着座にて進めさせていただきますので、御了承願います。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。

進行させていただきます。

ただいまの出席議員は33人でございます。議員定数34人中、半数以上の出席をいただいております。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（藤江徹） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（藤江徹） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付しました「議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会議長に、加納満議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました加納満議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（藤江徹） 御異議なしと認めます。よって、加納満議員が議長に当選されました。

加納満議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました加納満議員から、ごあいさつをお願いいたします。

（加納満議長 演壇であいさつ）

○議長（加納満） ただいま御推挙いただきまして、議長という要職に就かせていただくことになりました春日井市議会の加納満でございます。

皆様方の御協力を得ながら、この広域連合議会が住民の負託に応え、議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方、また、関係者の皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして、就任のあいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（藤江徹） 皆様の御協力によりまして、私の職務は終了いたしました。

以上をもって、議長と交代いたします。

（藤江徹臨時議長 自席へ）

（加納満議長 議長席へ）

○議長（加納満） それでは、追加議事日程に従い、議事を進めさせていただきます。

追加日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。

小原昌子議員及び岡本禎稔議員をお願いいたします。

次に、追加日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次、追加日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしま

した。

それでは、本日配付しました「副議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会の副議長に、富田潤議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました富田潤議員を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、富田潤議員が副議長に当選されました。

富田潤議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました富田潤議員から、ごあいさつをお願いいたします。

（富田潤副議長 演壇であいさつ）

○副議長（富田潤） ただいま副議長の要職に御推薦をいただきました富田潤と申します。

議長を補佐しまして、議会が円滑に進みますよう、しっかりと努めてまいりたいと思います。今後とも、皆様方の御指導と、それから、御協力をお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

（富田潤副議長 自席へ）

○議長（加納満） 次に、追加日程第5、「諸般の報告」を行います。

服部しんのすけ議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員から、例月出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の届出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（浅井由崇） 議長、広域連合長。

○議長（加納満） 浅井広域連合長。

（浅井由崇広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（浅井由崇） 皆さん、おはようございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合長であります豊橋市長の浅井由崇でございます。

本年の5月に前任の太田稔彦豊田市長の後を受けまして広域連合長に就任いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

本日の臨時会の開会にあたりまして、広域連合長として、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本日臨時会を招集いたしましたところ、御多用にもかかわらず皆様方の御参集をいただくことができました。誠にありがとうございます。

また、後期高齢者医療制度は、私ども広域連合と各市町村が連携して運営しているものでございます。皆様方におかれましては、これまでも、それぞれの市町村議会において、制度の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜っているところでありまして、深く感謝を

申し上げます。

それでは、本日は、本年度最初の議会でもありますので、本県における後期高齢者医療の概況及び本広域連合における当面の課題等につきまして、その一端を申し上げたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以来、16年目を迎えており、被保険者数及び医療費ともに大きく増加をしております。

まず、本広域連合の昨年度末時点の被保険者数は約105万人、高齢化の進展により、制度発足当初の約1.7倍となっております。

なお、昨年より、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者の年齢に到達をし始めておりますので、被保険者数はこれまで以上のペースで増加をしていくものと考えております。

また、医療費のほうも増加傾向にございまして、昨年度は年間で約9,800億円、制度発足の初年度と比較をいたしますと約1.9倍となっております。

続きまして、5月に国会で成立をいたしました改正健康保険法における「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための医療保険制度の改革」について触れさせていただきます。

後期高齢者医療に関するものとして、1点目は、令和6年度より出産育児一時金にかかる費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することとなりました。これは後期高齢者が出産育児一時金の7%を負担するというもので、子育てを全世代で支援をしていくという考え方によるものであります。

次に2点目ですが、後期高齢者負担率の見直しでございます。現役世代が支援をしている後期高齢者の医療費について、負担が増え続けている状況を鑑み、現役世代と高齢者の負担割合の伸びが同じになるように、令和6年度以降の高齢者負担率を設定していくことになっております。

今回の改正により、後期高齢者世代の賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で、負担能力に応じた負担を求める一方で、激変緩和措置により低所得者層等の負担増には配慮したものとなっております。

なお、後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに改定を行っており、今年度は、令和6・7年度保険料率の決定を行うものとしております。

今後、県や国と連携しながら、令和6年2月の定例会に関係議案を提案させていただく予定でございますが、今回の保険料率の改定におきましては、団塊の世代が後期高齢者となることによる被保険者数の大幅な増加や、先ほどの医療保険制度改革の内容を踏まえた上で、適正な保険料率を検討してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードと被保険者証の一体化についてでございます。

6月に成立をいたしました、いわゆる改正マイナンバー法などの関連法により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、オンライン資格確認を基本とすることとなり、令和6年秋以降の現在の健康保険証の廃止が決まりました。

全ての被保険者、医療機関等に混乱が生じないように、スケジュール等を早期に情報提供していくとともに、マイナンバーカードをお持ちでない方も含めて、各市町村と連携をして丁寧な制度の説明及び周知広報に努めてまいります。

なお、マイナンバーカードを持たないなど、オンライン資格確認を受けることができな

い状況にある方には、「資格確認書」を発行し、これまでどおりの保険診療を受けていただくことができるようになっております。

以上、当面の課題等につきまして御説明をさせていただきました。以上とさせていただきます。

さて、本日の臨時会でございますが、議案といたしましては、人事同意案件として副広域連合長の選任及び監査委員の選任の2件、それから、専決処分の承認案件として、特別会計予算の補正及び新型コロナウイルス感染症関連での条例の一部改正の2件、合計4件を提案させていただいております。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど改めて御説明をさせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（浅井由崇広域連合長 自席へ）

○議長（加納満） 次に、追加日程第6、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（浅井由崇） 議長、広域連合長。

○議長（加納満） 浅井広域連合長。

○広域連合長（浅井由崇） 同意第1号「副広域連合長の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんをいただきたいと思っております。

本広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされております。

成瀬敦幸田町長が7月19日をもって副広域連合長を辞職されましたので、副広域連合長には横江淳一蟹江町長を選任をいたしたく、御提案を申し上げるものでございます。

横江淳一氏は、人格高潔で首長としての豊富な御経験をお持ちの方であり、副広域連合長の適任者と存じます。選任につきまして議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（加納満） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件を、提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定いたしました。

副広域連合長が入場いたしますので、しばらくお待ちください。

（横江淳一副広域連合長 入場、自席へ）

○議長（加納満） ただいま選任同意されました副広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○副広域連合長（横江淳一） はい、議長。

○議長（加納満） 横江副広域連合長。

（横江淳一副広域連合長 演壇であいさつ）

○副広域連合長（横江淳一） ただいま副広域連合長の選任につきまして、皆様の御同意を賜りました蟹江町長の横江淳一と申します。

私は、副広域連合長として、その職責の重さを自覚をいたしまして、浅井広域連合長を補佐をし、広域連合の運営が円滑かつ安定的に進められるように努めさせていただき所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも広域連合に対する御理解、そして御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（横江淳一副広域連合長 自席へ）

○議長（加納満） 次に、追加日程第7、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、北野よしはる議員の退席を求めます。

（北野よしはる議員 退席）

○議長（加納満） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（浅井由崇） 議長、広域連合長。

○議長（加納満） 浅井広域連合長。

○広域連合長（浅井由崇） 同意第2号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の3ページ及び議案参考資料3ページをそれぞれごらんください。

広域連合の監査委員につきましては、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされており、

このうち広域連合議員から選任されておりました稲葉民治監査委員の任期が終了しておりますので、新たに北野よしはる議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げるものであります。

北野よしはる議員は、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任につきまして、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（加納満） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件を提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたします。

した。

退席中の北野よしはる議員の入場を許可いたします。

（北野よしはる議員 入場、自席へ）

○議長（加納満） ただいま選任同意されました監査委員の北野よしはる議員からごあいさつがございます。

（北野よしはる議員 演壇であいさつ）

○監査委員（北野よしはる） ただいま監査委員の選任につきまして御同意を賜りました名古屋市会の北野よしはるでございます。

大変微力ではございますが、誠実にかつ公正な立場から監査委員の職務を全うしてまいりたいと存じます。何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、監査委員就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（北野よしはる議員 自席へ）

○議長（加納満） 次に、追加日程第8、承認第1号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（三島正樹） 議長、事務局長。

○議長（加納満） 事務局長。

○事務局長（三島正樹） それでは、承認第1号について説明をいたします。

「議案書」の5ページをごらんください。

承認第1号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」でございます。

ページ中ほどの「提案理由」にございますように、令和5年2月に議決されました令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）のうち、葬祭費につきましては、支給見込件数を上回ったことによる費用の不足、償還金につきましては、実績報告額の変更に伴う調整交付金の国への返還分に対する予算措置をするために、令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）として専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、「議案参考資料」で説明をさせていただきます。

「議案参考資料」の5ページをごらんください。

ページの中ほど、「2 補正内容事項別説明」にございますように、1款保険給付費の1目葬祭費として8,610万円、7款諸支出金の2目償還金として400万円の合計9,010万円の増額補正を行ったものです。

また、次の6ページをごらんください。

この増額補正に合わせて、8款予備費において9,010万円の減額補正を行っております。

この補正予算につきましては、葬祭費及び償還金ともに、速やかに支払いを行う必要がございましたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月7日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により今議会に報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（加納満） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」を採決いたします。

本件を提案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、追加日程第9、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（三島正樹） 議長、事務局長。

○議長（加納満） 事務局長。

○事務局長（三島正樹） それでは、承認第2号について御説明いたします。

「議案書」の11ページをごらんください。

承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

ページ中ほどの「提案理由」にございますように、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免、以下の説明においては「コロナ減免」と略させていただきますが、このコロナ減免について、国の財政支援が令和4年度相当分の保険料までとされたことに合わせ、減免の特例の適用対象に関する規定の改正を行うため、条例の一部改正の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

条例改正の内容につきましては、「議案参考資料」の7ページをごらんください。

改正の趣旨は、1の「概要」にありますように、令和5年2月及び4月の厚生労働省からの事務連絡等を踏まえ、令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの等に対し、国の財政支援の対象となる基準に合わせて、条例の改正を行ったものです。

改正内容の御説明の前に、まず、コロナ減免の申請期限の特例の内容を御説明いたします。1枚おめくりいただき、左側8ページをごらんください。

中ほどに、〈参考〉の1として、本広域連合の条例で定めております本来の減免の申請期限の内容を記載しております。(1)として、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては、減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日までが申請期限とされており、この期限までに申請がないと減免を受けることができません。(2)の特別徴収の方法により保険料を徴収されている者についても同様の定めがございます。

この申請期限の特例がその下の2でございまして、コロナ減免の申請にあつては、1の本来の申請期限の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めるときは保険料を減免する旨の特例を設けているというもので、今回はこの減免の特例の適用対象となる期限を改正

するものです。

それでは、前のページ、7ページにお戻りください。

2の「改正内容」です。

今回の改正内容について、年度別に(1)から(3)までで整理してありますが、令和2年度分の保険料は、本年度は対象から除外となり、令和3年度分は、納期限により一部除外、また令和4年度分は、次の8ページにございますように、納期限を延長しております。

次に、3の施行日及び経過措置です。

この条例は、(1)のとおり、公布の日である令和5年5月31日に同日施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

なお、(2)の経過措置としまして、今回の改正で対象から一部除外された令和3年度分の保険料については、令和5年4月1日以降の申請に係る経過措置を設けておりますが、この経過措置は、令和5年4月1日以降の申請であっても、改正前の財政支援の対象となる場合があることから設けたものであります。

次に、4の「専決処分とする理由」でございます。

このコロナ減免につきましては、社会情勢に鑑みて速やかに規定を改正し、施行する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものでございます。

また、右側の9ページに新旧対照表を掲載しておりますので御参照ください。

以上が承認第2号の専決処分の内容でございます。地方自治法第179条第3項の規定により今議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（加納満） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を提案のとおり承認することに賛成の方は御起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、追加日程第10、「選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

選挙管理委員及び同補充員の任期が7月21日をもって満了いたしますので、広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員4人及び同補充員4人の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

本日配付いたしました「選挙管理委員及び同補充員候補者名簿」をごらんください。

選挙管理委員の指名をいたします。

選挙管理委員には、各市選挙管理委員会から推薦をいただきました西尾たか子氏、河合桂子氏、高井光信氏、渡辺要市氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西尾たか子氏、河合桂子氏、高井光信氏、渡辺要市氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の指名をいたします。

選挙管理委員の補充員には、各市選挙管理委員会から推薦をいただきました小山俊夫氏、杉浦聖二氏、加藤勝美氏、足立市恵氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員の補充員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小山俊夫氏、杉浦聖二氏、加藤勝美氏、足立市恵氏が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順位について、お諮りいたします。

委員に欠員が生じた場合の補充の順位は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（浅井由崇） 議長、広域連合長。

○議長（加納満） 浅井広域連合長。

（浅井由崇広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（浅井由崇） 広域連合議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、全ての案件につきまして提案どおりお認めをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、引き続き、市町村をはじめとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者の方々はもとより、現役世代や住民の皆様の負担のもとに成り立つ後期高齢者医療制度の適切な運営にしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

（浅井由崇広域連合長 自席へ）

○議長（加納満） これをもちまして、令和5年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 藤江 徹

議長 加納 満

署名議員 小原昌子

署名議員 岡本禎稔